

# 令和7年11月23日執行予定の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置等業務委託仕様書

## 1、業務

令和7年11月23日執行予定の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙ポスター掲示場設置等において公職選挙法第144条の2の規定によりポスター掲示場の設置及び維持管理並びに撤去業務。

## 2、委託対象（選挙）

令和7年11月23日執行予定の鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙

公示日 令和7年11月16日

選挙期日 令和7年11月23日

※現鳴門市長の任期満了日は令和7年11月25日

現鳴門市議会議員の任期満了日は令和7年12月17日

## 3、設置箇所数

鳴門市長選挙及び鳴門市議会議員一般選挙ポスター掲示場・市内105箇所

鳴門市長選挙：1掲示板6人枠 ただし、表示板を除く

鳴門市議会議員一般選挙：1掲示板33人枠 ただし、表示板を除く

## 4、委託期間

設置期間 10月27日（月）～11月5日（水）

維持管理期間 設置完了後から選挙期日まで

撤去期間 選挙期日の翌日から11月28日までに完了

※ ただし、無投票の場合は落札者と鳴門市選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）と協議を行うものとする。

## 5、業務委託契約

9月24日（水）以降に、落札者と業務委託契約を締結する。

## 6、掲示板の仕様

掲示板の材質は、設置期間中破損等することがなく耐久性があるもので、かつ、下記のリサイクル可能なものとし、下記に記載されていないリサイクル可能な材質については、期限内に質問書を提出し、事務局と協議を行うものとする。

材質： ①アルミ板 ②再生ペットボトル板 ③古紙再生板

ポスターの区画は鳴門市長選挙は6人枠、鳴門市議会議員一般選挙は33人枠とする。体裁については別紙を参考にする。ただし、今後変更の場合は落札者と事務局で協議を行うものとする。

## 7、掲示板の設置方法

前回執行の、参議院議員通常選挙ポスター掲示場の状況を参考にするとともに、交通安全や有権者がより見やすい設置環境等に考慮し対処すること。

## 8、設置場所の変更

契約締結後、設置場所提供者及びその他の理由により設置場所を変更しなければならない場合が生じたときは、事務局の指示に従い速やかに施行すること。

## 9、破損・倒壊等の対応

設置及び撤去を含む維持管理期間中、掲示板の破損及び倒壊等があった時は、受託者負担により直ちに修復すること。

なお、天災に起因する費用が発生した場合は、事務局と別途協議すること。

## 10、損害賠償

委託業務の処理に関し発生した損害及び物損事故（第三者に及ぼした損害を含む）は受託者負担とするため、損害賠償保険に加入すること。

## 11、管理上の注意事項等

- (1) 設置期間中は安全性と耐久性を維持し、強風雨に十分耐えられるよう支柱等を堅固にして設置すること。
- (2) 水道管、埋設ケーブル等地下埋設物を破損しないように、また、金網・塀等の工作物に損傷を与えないようウエス等使用するなど十分注意すること。
- (3) 掲示場が樹木、電柱等により一部も隠れることのないよう注意すること。  
なお、前面に駐車が考えられる箇所については、駐車禁止パネルを取り付ける等の配慮をすること。
- (4) 人、車の通行に支障のないよう注意し、夜間危険と思われる箇所には反射テープを貼る等事故防止に努めること。
- (5) 設置の際に使用した針金等を現場に放置することなく清掃すること。
- (6) 設置、撤去を指定期日までに完了し、完了後速やかに事務局へ報告すること。

## 12、現場写真の提出

掲示板設置後、各掲示場全景のカラー写真を投票区別番号順に業務委託写真帳にセットし事務局に提出すること。

## 13、撤去資材の処分

設置に使用した資材等は、撤去後すべて受託者の責任において処分すること。

## 14、秘密の保持

業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

## 15、業務委託完了報告書の提出

すべての業務が完了したときは、直ちに事務局へ報告するとともに、事務局に業務完了報告書を提出すること。様式については、業務受託者独自の様式及び別紙様式1での提出どちらでもよいものとする。